

平成 18 年 6 月 16 日



三菱東京 UFJ 銀行
国際業務部
中国業務支援室

< 中国 / 規定・手続 >

外資企業の登記管理に関する新通知 (工商外企字[102]号)

外資企業の登記手続きについては、2006 年 1 月 1 日からの「会社法」と「会社登記管理条例」の改正により中国資本企業と外資企業の登記管理が 1 本化され、これに伴い関連法規を整理する通達として、2006 年 4 月 24 日付で『外商投資企業の審査認可登記管理の法律適用に関する若干の問題の執行意見』(以下『執行意見』)が公布されましたが、2006 年 5 月 26 日付で『執行意見』を更に具体的に説明する通知(*)が発布されました。

* : 「『外商投資による会社の審査認可登記管理の法律にあたっての若干問題についての執行意見』を実施することについての通知」(工商外企字[2006]第 102 号 / 以下『実施通知』)

なお、『執行意見』で関心を集めていた外資企業の「連絡事務所登記問題」(本年 1 月以降、連絡事務所の登記が不要となったことの解釈を巡る問題)については、『実施通知』の中で「法律上、連絡事務所の存在は禁止しておらず、必要に応じて業務連絡を行う事務所の設立が可能であり且つ工商登記は不要」であるが、「経営活動に従事することを禁止し、事務所名義での生産、サービス提供に従事する場合は法律により厳格に取り締まる」ことを明らかにしました。

今回の『実施通知』の主なポイントについて、弊行上海支店が作成しました解説と通知の仮訳を以下ご案内いたします。

1、外商投資企業の組織機構

(1) 中外合弁、中外合作の有限責任公司

『実施通知』によれば、関係規定に従い董事会を権力機構として設立する必要があるが、その他の組織機構については自治原則に従い定款で規定するものとされている。従って、株主総会や監査役会などは必ずしも設置する必要はなく、自社の判断で設置を決定することになると思われる。

(2) 外商合弁、外商独資の有限責任公司と外商投資の株式有限公司

『実施通知』によれば、『会社法』の規定に従い健全な組織機構を確立しなければならないものとされている。有限責任公司の場合は董事会、株主総会、監査役会(会社規模が小さい場合は監査役)を設置する必要があるものと思われる。一部の地域では地元関係政府機関から監査役会の設置を要請されるケースもある模様。

2、外国投資者の主体資格又は本人確認証明の公証と認証

『実施通知』によれば、具体的な公証と認証のルートについては、改正後の「外商投資企業登記書式及び規範要求」を通じて詳細にするとされている。実際に、その一例として「外商投資による会社設立登記申請書」の3ページ目「外商投資による会社設立登記で提出する必要がある文書」という書式中の規範要求に以下の記載がある。

7、……(途中省略)……。外国(地区)投資者の主体資格証明は所在国家(地区)公証機関の公証とわが国駐在の当該国(地区)大使館(領事館)の認証を経なければならないが、もしその所在国(地区)とわが国に外交関係がない場合、わが国と外交関係のある第三国駐在の当該国(地区)大使館(領事館)の認証を経て、わが国駐在の当該第三国大使館(領事館)の認証を経なければならない。香港、マカオと台湾地区の投資者の主体資格証明又は自然人本人確認証明は当該地公証機関の公証文書を提出しなければならない。

3、外商投資企業の国内投資資格

『実施通知』によれば、『執行意見』は会社登記機関が相応の投資資格証明を審査せず、『外商投資企業の国内投資についての暫定規定』(以下、『暫定規定』という)の第五条と第六条を執行しないとしている。ただ、『暫定規定』は対外貿易経済合作部(現:商務部)と国家工商行政管理总局(現:国家工商行政管理総局)が連名で公布施行したものであるが、この『実施通知』は国家工商行政管理総局が単独で公布したものであるため、商務部も第五条と第六条を執行しないことに同意しているものと思われるが、文面上は明らかではなく、また投資対象領域や投資先数などの制限の有無など、実際に手続を行なう際には、事前に関係政府機関に確認する必要がある。

第五条 外商投資企業は以下の条件に合致している場合、投資を行なうことができる。

- 1、登録資本金が全額払込み済みであること。
- 2、利益の計上を開始していること。
- 3、法により経営を行なっており、違法経営記録がないこと。

第六条 外商投資企業の国内投資は、その累計投資額が自身の純資産の50%を超えてはならない。投資した後、被投資会社が利益により振り替えられ増加する資本を受け入れる場合、その増加額はその中に含まない。

4、弁事(事務所)機構の登記問題

登記済みの弁事(事務所)機構について期限延長の手続は行なわれず、期限満了後は登記抹消の手続を行なうか、又は必要に応じて分公司設立を申請することとなる。ただ、法律上は弁事(事務所)機構の存在自体は禁止されておらず、業務連絡に従事する弁事(事務所)機構を設立することが可能で且つ工商登記は不要となる。弁事(事務所)機構を設立することは可能ではあるものの、経営活動に従事することは禁止されており、弁事(事務所)機構の名義で直接的に商品生産やサービス提供に従事することは認められない。

工商外企字[2006]第 102 号
『国家工商行政管理总局文書』

『外商投資による会社の審査認可登記管理の法律適用にあたっての
若干問題についての執行意見』を実施することについての通知

各省、自治区、直轄市及び計画単列市工商行政管理局：

『会社法』、『会社登記管理条例』及び外商投資に関する法律を正確に適用し、我が国の外資利用についての法律と政策の連続性を保持し、外商直接投資による参入管理業務についての質とレベルを更に向上させるため、国家工商行政管理总局、商務部、税関総署、並びに国家外貨管理局は 2006 年 4 月 24 日に共同で『外商投資による会社の審査認可登記管理の法律適用にあたっての若干問題についての執行意見』(工商外企字[2006]81号以下、『執行意見』と略称する)を發布した。『執行意見』を更に徹底的に実施するために、関係事項について以下のように通知する。

一、認識の向上、学習の強化。『執行意見』は、新形勢の要求に適應し、外商投資による会社の審査批准登記管理法律の適用原則を明確にすることを基礎として、外商投資による会社の組織機構、設立形式、登記申請期限、審査認可と登記の際に提出が必要な資料、出資方式、出資監督管理、国内投資、弁事機構の地位、出資に係わる税関と外貨管理などの問題について、明確且つ具体的な意見を提出した。

『執行意見』は、国家の関係部門が改正した『会社法』、『会社登記管理条例』及び外商投資に関する法律を徹底的に実施するための有力な措置であり、国家の関係法律執行部門の職能転換、法による行政、調和と連携、サービス向上などを具体的に示しており、外資登記管理システムを努めて進取し、開拓革新の積極的な成果である。各地で『執行意見』の学習徹底的を『会社法』、『会社登記管理条例』の学習と結び付け、外資の法律、法規の学習と結び付け、適切に融合させて理解し、真剣に職責を履行し、外資登記管理業務を新しい法律の要求まで規範化し、確実に外資登記管理業務の新形勢の必要性に適應しなければならない。

二、厳格な法律執行、規範の統一。各地は当該地の外商投資の実際状況を結合し、関係する職能部門との調和と連携を強化し、法律執行基準の把握に注意し、とりわけ以下のいくつかの方面における業務をしっかりと行なわなければならない。

(一)外商投資による会社の組織機構について、『執行意見』は『会社法』と外商投資に関する法律に基づき、類型の異なる外商投資による会社に対し更に明確に区分した。中外合弁、中外合作の有限責任会社は関係規定に従い董事会を権力機構として設立し、会社のその他の組織機構は会社の自治原則に従い、会社定款において法により規定する。外商合弁、外商独資による有限責任会社と外商投資による株式有限会社の組織機構は、『会社法』の規定に合致し、健全な会社の組織機構を確立しなければならない。2006 年 1 月 1 日以前に既に設立された外商投資による会社が定款に対し修正を行なうか否かについては、会社登記機関は強制的な要求をせず、会社は自ら決定し、修正を行なう場合には、審査認可機関に報告して認可を受け登記機関で届出を行なう。

(二)外国投資者の主体資格又は本人確認証明の公証と認証文書について、『執行意見』

は原則的な規定を定め、具体的な公証認証ルートは改正後の『外商投資企業登記書式及び規範要求』を通じて詳細を明確にしている。申請人は申請事項に基づき相応の規範要求に従い証明文書を提出することができる。

(三) 外商投資による会社の国内投資資格について、『執行意見』は『行政許可法』と『会社法』に基づき会社登記機関が相応の投資資格証明を改めて審査しないことを明確にしている。『外商投資企業の国内投資に関する暫定既定』の第五条と第六条は改めて執行しない。

(四) 弁事機構の登記問題について、『執行意見』は処理方法を明確にした。すなわち、既に登記済みの弁事機構に関しては、延長手続を改めて行なわない。期限満了以後は抹消登記を行なう又は必要性に基づき分公司の設立を申請しなければならない。

説明が必要な事項としては、法律は決して会社弁事機構の存在を禁止しておらず、外商投資企業は業務の必要性により業務連絡に従事する弁事機構を直接的に設立することができ、工商登記を行なう必要がないことである。

外商投資による会社の弁事機構を改めて工商登記に組み入れなくなった後、外資登記管理機関は継続してそれを監督管理し、経営活動に従事することを禁止しなければならない。各被授權局及び属地監督管理に従事する下級工商所は、監督管理の法律執行の過程において弁事機構が経営活動に従事することの取り締まりについての重点を強調し、法律執行基準の把握に注意しなければならない。弁事機構の名義により直接的に商品生産経営に従事する、又は直接的にサービス提供に従事する場合、法律により厳格に取り締まる。事情が軽微で危害が大きい場合、指導と規範化を主としなければならない。

三、宣伝の強化、社会サービス。『執行意見』は改正後の『会社法』及び外資法律法規に基づき、外商投資による会社の登記管理の改善においていくつかの適用意見を明確にした。そのうち、外資市場への参入規制の緩和、審査登記手続の簡素化、投資環境の向上などの内容があり、また外資企業の管理構造の規範化、登記文書と手続の規範化、監督管理の強化などの内容もある。各地は当該地の実際状況を結合させ有効な方式を採り、『会社法』と『執行意見』に対する研修と宣伝を強化する必要がある。研修対象は下級監督管理人員まで含まなければならない。十分に各業界協会、台商協会、工商連絡員などの仲介組織と人員の機能を活用し、積極的に彼らに状況を報告し、コミュニケーションを強化し、直ちに彼らの意見と提案を聴取し、自身の業務を絶えず改善させ、適切に執行効果を向上させる。

四、ソフトウェア改訂、要求の適用。『執行意見』は外商投資による会社に対し更に細かく分類を行ない、審査登記手順についても調整を行った。各地は国家工商総局の『データのネットワーク化実行による全国外資登記管理データ監督測定分析システムの確立についての通知』(工商外企字[2005]第146号)と関連規範の要求と結合して徹底的に実施し、相応の登記ソフトウェアとデータ指標に対し必要な調整、補整を行なう必要がある。同時に、国家工商総局の『一部の外商投資企業登記書式を改訂することについての通知』(工商外企字[2005]第213号)が公布した登記書式及び規範要求に基づき、当該地の実際状況を結合し、登記文書表に対し適当な調整を行ない完全なものにする。

各被授權局は徹底的に実施する過程の中で、下級外資監督管理業務の指導を強化し、真剣に経験を総括し、各方面の意見と提案を注意して聴取し、執行中に発生した新たな情況、新たな問題を収集し、研究を強化し、直ちにフィードバックする必要がある。

国家工商行政管理総局

二〇〇六年五月二十六日

(仮訳：三菱東京UFJ銀行上海支店)